日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2015. 3. 31
No.15 -010

HP:http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail:jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

不当労働行為裁判

3 月 26 日 高裁傍聴報告
結審し、判決は 6 月 18 日

3 月 26 日、東京高裁(須藤典明裁判長)で控訴審の第二回口頭弁論が行われました。

整理解雇の過程で「スト権を確立したら機構は 3500 億円の出資をしない」と管財人代理(弁護士)が労組に脅しをかけた事件です。都労委は「不当労働行為」であるとして救済命令(2011 年 8 月 3 日)を出しましたが、2014 年 8 月 28 日東京地裁はこれを支持し、「本件の違法性は明らかである」とし日本航空経営を断罪しました。これに対し日航経営が判決を不服として控訴している裁判です。

会社側は、「3,500 億円を出資しない」という発言が虚偽だったという問題について、当時管財人統括だった瀬戸英雄弁護士を証人採用するよう求めていました。

組合側は、「出資」については会議で議論すらされていないし、瀬戸氏が心の中でそう思っていたかどうかは関係ないので、証人採用の必要はないと主張していました。

26 日の控訴審では、須藤裁判長は証人採用を認めず結審とし、判決を 6 月 18 日東京高裁 824 号法廷 14 時 40 分よりと決定しました。

報告集会では、支援者及び当該両組合（乗員組合・CCU）委員長の力強い挨拶が有りました。また、IAM（国際機械工航空宇宙産業労働者協会）から日本航空植木社長への書簡「解雇された日本航空労働者の解雇撤回及び復職」（2015 年 3 月 25 日）が紹介されました。

・詳細は、JAL 不当解雇撤回ニュースを御覧下さい。

（　枠内をクリックするとリンク先をご覧いただけます　）

JAL 不当解雇撤回ニュース 438 号

IAM から植木社長への書簡（2015 年 3 月 25 日）

2015年度

カンパ支援・取り組み参加

宜しくお願い致します

今後の日程

宣伝行動・各地集会：原告団HP日程参照

東京高裁　：　6 月 18 日
不当労働行為裁判「判決」
824 号法廷　14:40～